

入湯税の用途について

◇入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和6年度の入湯税(39,351千円)は、次のとおり活用しました。

【令和7年度当初予算分】

(単位：千円)

充当事業の区分	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	地方債	負担金 その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	245,286	18,000	227,100	0	0	186
鉱泉源の保護管理施設	0	0	0	0	0	0
消防施設等の整備	38,739	0	31,300	0	0	7,439
観光施設の整備	280,079	0	273,100	0	0	6,979
観光振興	45,950	0	0	0	39,351	6,599
合 計	610,054	18,000	531,500	0	39,351	21,203

※観光振興例：（観光局助成・イベント補助金・広告費用など）

[地方税法]

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。